

給付

1 ● 老齢

原則60歳から受給可(ただし、60歳時点で最初の拠出から「10年」以上経過している場合)。「10年」に満たない場合には、次のとおりとなる。

受給可能年齢	受給要件
61歳	60歳時点で最初の拠出から「8年」以上経過
62歳	〃 「6年」以上経過
63歳	〃 「4年」以上経過
64歳	〃 「2年」以上経過
65歳	〃 「1月」以上経過

● 高度障害

● 死亡

2 老齢・障害の場合は、年金又は一時金で、また、死亡の場合は遺族が一時金で受給可。

税制

1 拠出段階 ●●●➡ 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入

2 運用段階 ●●●➡ 年金資産に特別法人税を課税(平成14年度まで凍結)

3 給付段階 ●●●➡ 年金の場合は公的年金等控除を適用。一時金の場合には退職所得課税を適用。(障害給付は非課税)